(様式１)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 農用地利用集積計画・利用権設定（経営受委託、移転を除く）申出書【法人用】 | 申　出　日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 受　付　日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 公告予定日 | 受付後最初の農業委員会の開催日の翌月1日 |
| １．各筆明細 | 整 理 番 号 |  |
| 利用権を設定する者（貸し手）（甲） | 住　所　　　 | 電話番号　　　　－　　　－ | 氏　名　　　 | 同意印 |
| 利用権の設定を受ける者（借り手）（乙） | 住　所　　　 | 電話番号　　　　－　　　－ | 氏　名　　　 | 同意印 |
| 利用権を設定する土地 |
| 所在地 | 現況地目 | 面積(㎡) | 土地の名義人 | 貸主との続柄 | 利用権の種類 | 利用権設定をする理由 | 利用権設定の | 借賃 |
| 大　字 | 小　字 | 地　番 | 期　　間 | 終　期 | 金　納 | 物　納 |
|  |  |  |  |  |  |  | 賃貸借　使用貸借　所有権 |  | ３年　６年　10年　(　　)年 | R 　.　　. | 10a／　　　 円 | 10a／　　 　㎏ |
| １筆／　　　円 | １筆／　　　㎏ |
|  |  |  |  |  |  |  | 賃貸借　使用貸借　所有権 |  | ３年　６年　10年　(　　)年 | R　.　　. | 10a／　　　 円 | 10a／　　 　㎏ |
| １筆／　　　円 | １筆／　　　㎏ |
|  |  |  |  |  |  |  | 賃貸借　使用貸借　所有権 |  | ３年　６年　10年　(　　)年 | R 　.　　. | 10a／　　　 円 | 10a／　　 　㎏ |
| １筆／　　　円 | １筆／　　　㎏ |
|  |  |  |  |  |  |  | 賃貸借　使用貸借　所有権 |  | ３年　６年　10年　(　　)年 | R 　.　　. | 10a／　　 　円 | 10a／　　　 ㎏ |
| １筆／　　　円 | １筆／　　　㎏ |
|  |  |  |  |  |  |  | 賃貸借　使用貸借　所有権 |  | ３年　６年　10年　(　　)年 | R 　.　　. | 10a／　　 　円 | 10a／　 　　㎏ |
| １筆／　　　円 | １筆／　　　㎏ |
|  |  |  |  |  |  |  | 賃貸借　使用貸借　所有権 |  | ３年　６年　10年　(　　)年 | R 　.　　. | 10a／　　　 円 | 10a／　　 　㎏ |
| １筆／　　　円 | １筆／　　　㎏ |
| 同意 | 上記農地に利用権設定を行うに際し、私(甲)が所有者に代わり又は共有名義人の同意を得て申請致します。なお、この行為は土地の所有権を主張するものではなく、相続上等なんらかの問題が発生した場合は責任をもって対処致します。 | 住所 | 氏名 | 確認印 |
| 利用権を設定する者の設定後の農業状況（貸し手）（甲） | 利用権の設定を受ける者の設定前の農業経営状況（借り手）（乙） |
| ①　認定農家　　　　　②　個人　　　　　③　世帯員（同居人より設定） | ①　認定農業者　　　　　②　個人　　　　　③　世帯員（同居人より設定）　　　　　④　法人 |
| ＊　経営農地　　　　 ㎡　　　　＊年齢　　　　 才 | ①　経営農地　　　　 　　 　㎡　　　　　　　　②　うち借入農地　　　　 　㎡ |
| 申出者チェック欄　今回の申し出に当たって、農会長に相談済　　□　中山間地域等直接支払交付金　対象外　□　　対象地　□（代表者相談済　□）　多面的機能支払交付金　　　　対象外　□　　対象地　□（代表者相談済　□） | 主たる経営作物　・・・　　水稲　　　　大豆　　　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 農作業従事者(年間150日以上農業従事)であることの有無　　　有　　・　　無 |
| 借入農地までの通作距離　・・・　約　　　　　　km |

２　共通事項

　この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、１の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

　(1)　借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2)　解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、１の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(3)　借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、１の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他不可抗力により農地法（昭和27年法律第229号）第24条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対して、その割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲乙協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

　(4)　転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上で、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5)　修繕及び改良

ア　甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の消耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するとき、その他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ　乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

　(6)　租税公課の負担

ア　甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ　乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ　目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7)　目的物の返還

ア　利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日に、甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ　乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価格が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価格(土地改良法；昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価格の償還を請求することができる。

ウ　イにより有益費の償還請求があった場合において、甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価格とする。

エ　乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目の如何を問わず返還の代償を請求してはならない。

(8)　利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

　(9)　利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

　(10)　その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

(11)　解除条件付貸借の場合の追加事項

①　契約の解除

甲は、乙が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

②　利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後３月以内に市長に農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の２に定めるところにより報告しなければならない。

③　市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア　乙が目的物において行う耕作(又は養畜)の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ　乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ　乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は義畜の事業に常時従事しないとき。

④　市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア　乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ　乙が③の勧告に従わなかったとき。

⑤　貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

⑥　違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の１年分に相当する金額を違約金として支払う。

＊個人情報に関する取扱い

|  |
| --- |
| **※私は、この農用地利用集積計画作成申出書の提出にあたり、以下のことについて承諾します。****（１）農用地利用集積計画作成申出書の記載内容を農業経営基盤強化促進事業に係る事務に必要な範囲において利用すること。****（２）農業経営基盤強化促進事業に係る事務にあたり、次の関係機関が利用すること。****市、市農業委員会、兵庫西農業協同組合、（一財）宍粟北みどり農林公社、認定農業者、農会長及びその補佐をする者** |